

教育・保育提供区域の設定について

1 教育・保育提供区域の設定について

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。

⇒ 下線部は、子ども・子育て支援法第61条第2項

それ以外の部分は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針 第三 二 1
(内閣府告示予定)

2 認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの区域の設定について

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

認定区分	1号	3～5歳	学校教育のみ
	2号	3～5歳	保育の必要性あり
	3号	0～2歳	保育の必要性あり

⇒ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針 第三 二 1

3 教育・保育提供区域の考え方について

本市としては、新制度においても、保護者に、居住する区域に関係なく、教育・保育施設を選択していただくように考えています。

また、区域ごとに、教育・保育の量の見込み、教育・保育施設、地域型保育事業の確保の内容（利用定員の設定）を定めますので、需給調整が必要になる場合は、基本的に、区域ごとに、認定こども園の普及、保育所・地域型保育事業の認可、各施設・事業の利用定員の設定などを考えることとなります。なお、量の見込みは、現在の利用状況とニーズ調査で把握された利用希望に基づいて定めますが、全体を通して、子ども・子育て会議での意見を踏まえて、事業計画を策定することとなりますので、需給調整に至る一連の過程の中で、子ども・子育て会議での意見が反映されていくものと考えています。



